

研修報告

『退院支援研修②』

- ◆テーマ：『MSWとして外せない！
退院困難な方への支援～保証人不在者を中心に～』

◇内容

講演「身元保証の光と影」

講師 熊田法律事務所 弁護士 熊田 均 先生

- グループワーク ①前半の講義から学んだことや感じたことを共有する。
②身元保証人不在者に対してMSWとして何が出来るか。
③受け入れ側のMSWは何が出来るか。



◇参加人数：39名

◇アンケート コメント紹介◇

- ・ 弁護士、制度、未収費、現状、各医療機関の動きを知ることが出来た。当院でのガイドライン作りに向けての参考になりました。(一般・回復期 3～5 年未満)
- ・ 意思決定、意思決定支援について改めて学ぶことができました。理解できているつもりでいた自分がいて、言葉の意味をごちゃごちゃに理解していたことに気付くことが出来ました。整理できました。経験年数が同じ程度のグループワークでしたので、共感できました。自分の学習の足りなさに反省しました。ありがとうございました。(総合 10～15 年未満)
- ・ 身元保証、医療同意のそもそもの法的解釈から学べて、この分野の基本的な知識整理ができました。ガイドラインのできたタイミングということだったので過度期なのだと思いますが困難ケースの成功事例をつくり上げていくアクションができると良いなと思いました。(総合 1～3 年未満)

退院支援研修②について

退院支援研修委員会

今回の退院支援研修は保証人不在者への退院支援に焦点を当て、前半はこの問題の第一人者であり、当協会も長くお世話になっている弁護士の熊田先生から、医療同意の問題と入退院に伴う問題との整理、成年後見の法的解釈について教えていただきました。また、先ごろ厚生労働省から出されました「身元保証」がない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインについても解説をいただき、理解を深めることが出来ました。

講義を受けてグループワークでは、必要性が不明確であるまま、あるいはクライアントが十分に理解していないまま、身元保証団体との契約が行われることを看過せずに自分たちが出来ることが何かということを中心に熱心な討議が行われました。

今年度の退院支援研修は終了となりますが、診療報酬改定を迎える次年度も参加者の皆さんが参加して元気になる、また、明日からの業務の役に立つ研修を計画していきたいと思っております。